

資料3. 事例分析 (新潟県中越沖地震における歯科医療・保健支援活動)

■ 発生状況  
 発生日時:平成19年7月16日(月)祝日 午前10時13分  
 震源地:新潟県上中越沖  
 マグニチュード6.8 震度6強  
 ■ 被害状況(平成19年10月1日現在)  
 死者:11人 重軽傷者:1,984人 被害住宅:39,091棟 最大時避難者数:12,483人  
 電気(最大停電):27,132戸 都市ガス(最大断水):61,532戸

月日	事実経過	住民の反応	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	法的根拠等	歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	反省・意見
7/16 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県災害対策本部設置(以下、県対策本部)</li> <li>新潟県歯科医師会災害対策本部設置(以下、県歯会対策本部)</li> </ul>		<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部からの情報収集</li> <li>県歯会対策本部の設置について、県医療担当課へ連絡。</li> </ul> <p>《保健所》</p>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の情報収集</li> <li>保健所や県歯会対策本部との連絡調整</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況判断に必要な情報収集</li> </ul>			
7/17 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法に基づく福祉避難所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の住民から、歯科診療を実施しているところはないかの問い合わせあり。</li> </ul>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県歯会対策本部へ歯科医院開設状況の確認及びニーズに関する情報提供</li> <li>被災市町村の歯科のニーズを保健所を通じて収集</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元歯科医師会へ歯科医院の被害状況を確認</li> <li>市町村へ避難所等での歯科治療・ケアのニーズについて確認</li> </ul>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所や県歯会対策本部との連絡調整</li> <li>保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズに関する情報収集</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元歯科医師会及び市町村からの情報収集</li> <li>被災市町村への派遣(歯科治療・ケアの必要性的確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時からの連絡のやり取りの中で、他課や関係団体等をつなぐ窓口となり、迅速な連絡調整ができる能力</li> <li>市町村への当面の対応を支援できる能力</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>現状把握及び今後の対応策を検討するためにも、本庁の歯科専門職を被災地へ派遣することが望ましいと思われたが、2名の内、1名が他業務の専任となったため、現地への派遣ができなかった。</li> </ul>

(平成20年度歯科医師・歯科衛生士班図表まとめ)

月日	事実経過	住民の反応	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	法的根拠等	歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	反省・意見
7/18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回新潟県歯科医師会対策本部会議の開催</li> <li>・県歯科医師会との協定に基づく災害時歯科医療救護班(以下、救護班)の派遣を要請(医療担当課)</li> </ul>		<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> <li>・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集</li> <li>・県医療担当課へ情報提供</li> <li>・医療機関の診療状況、救護所の設置準備状況等)</li> <li>・高齢福祉担当課から介護保険施設に関する情報収集</li> <li>・第1回新潟県歯科医師会対策本部会議に出席</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所を巡回し、歯科的二一ズを把握、支援物資の提供</li> <li>・市町村を通じて、在宅要介護者の避難状況の確認</li> <li>・支援物資の必要性の確認</li> </ul>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> <li>・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集</li> <li>・県保健・医療・福祉の総合的な調整(窓口機能・情報収集・課題整理)</li> <li>《保健所》</li> <li>・避難所を巡回し、歯科的二一ズの把握、支援物資の提供</li> <li>・市町村から避難所の情報収集</li> <li>・保健所内部での職種間の連携・調整</li> <li>・支援物資の必要性の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の歯科的問題を把握し、課題に応じた解決策を検討し、迅速に対応する能力</li> <li>・市町村への当面の対応を支援できる能力</li> <li>・介護・福祉分野等の知識を有し、各種制度内容を踏まえて、適切な対応ができる能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県地域防災計画</li> <li>・災害時医療救護活動マニュアル</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所での被災者支援を円滑に実施するためには、県歯会対策本部との密な連携が必要。</li> <li>・被災地の保健所以外に配属されている歯科専門職を派遣し、被災地への支援を検討していたが、その調整ができなかった。保健師や栄養士のように、活動する際の目安となる「災害時支援活動ガイドライン」や職員への派遣、活動体制の整備の必要性を感じた。</li> <li>・医療担当課との役割を明確にした上で、医療、保健、前部門の迅速な対応ができる体制確保が必要。</li> </ul>
7/19 (木) ~ 7/22 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所を設置(7/19(木)~7/23(月))</li> <li>・避難所等における巡回指導の実施(7/19(木)~8/16(木))</li> <li>・市町村へ支援活動を行っていた県保健師から福祉避難所の要支援者に対する口腔ケアについて相談あり</li> <li>・定期的巡回</li> <li>・現地保健福祉本部の設置(7/21(土))</li> </ul>	<p>福祉避難所の巡回指導は、避難者から大変喜ばれた。被災者は、訪問を楽しみに待っていたと聞いた。</p>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯会対策本部に対し、福祉避難所(一般・福祉)巡回歯科指導(以下、巡回指導)の実施を依頼</li> <li>・救護所の設置、巡回指導の実施について、ホームページ等で広報を行った。</li> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> <li>・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集</li> <li>・支援活動実績の確認</li> <li>・県災害対策本部へ支援状況の報告</li> <li>・福祉避難所における巡回指導について、具体的な調整(窓口、日程等)</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との連絡調整</li> </ul>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> <li>・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集</li> <li>・県災害対策本部との連絡調整</li> <li>《保健所》</li> <li>・保健所内部での保健関係担当者との連携・調整</li> <li>・福祉避難所における巡回指導について、具体的な調整(窓口、日程等)</li> <li>・市町村から避難所の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体及び他職種と連携した迅速な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県地域防災計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者に関する情報収集と歯科保健支援対策の充実を図る必要がある。</li> <li>・県歯科医師会員のいない市町村への巡回指導の対応が遅れてしまい、迅速に支援できる体制の構築の必要性を感じた。</li> </ul>

(平成20年度歯科医師・歯科衛生士班図表まとめ)

月日	事実経過	住民の反応	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	法的根拠等	歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	反省・意見
7/23 (月) ～ 7/29 (日)	被災地の歯科診療所の診療再開状況(半数以上の歯科医院が診療を再開)を踏まえ、災害時歯科医療救護所を閉鎖(7/23(月)) ・第2回新潟県歯科医師会对策本部会議の開催(7/23(月))		《本庁》 ・県歯会对策本部との連絡調整 ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集 ・救護所の閉鎖について、ホームページ等で広報を行った。 ・全歯科診療所が再開するまで、歯科診療所の再開状況をポスターで掲示。(7/24(火)～7/29(日)までの状況を3回更新) ・保健師等による健康福祉ニーズ調査結果を踏まえ、県歯科専門職による個別在宅訪問体制の整備を行う。 ・「歯と口の健康」についてのチラシ3,000枚を避難所に配布(7/25(水)) 《保健所》 ・口腔ケア巡回歯科指導班と同行し、避難所の口腔ケア指導を実施(7/23(月)・7/29(日))	《本庁》 ・県歯会对策本部との連絡調整 ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集 ・歯科診療所の再開状況周知 ・健康福祉ニーズ調査班との情報交換 ・避難所における口腔ケアの啓発普及のための資料作成 《保健所》 ・保健所内部での保健関係担当者の連携・調整 ・現地へ出向き、歯科専門職の視点からの情報収集、課題の整理	緊急対策から応急対策への移行時期であり、ケア体制の充実等その状況に応じた関係機関との連携体制構築等効率的な対応ができる能力		歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	
7/30 (月) ～ 8/16 (木)	避難所における口腔ケア巡回歯科指導の終了(8/16(木))		《本庁》 ・口腔機能の維持を通して生活不活発発病を予防するため、「お口の体操」チラシを避難所に配布(8/3(金)) ・避難所(福祉・一般)の避難者に対して、継続して口腔ケアを実施するとともに、口腔ケアグッズの提供を行った。 ・健康サポート事業(被災者支援事業)の内容を検討 《保健所》 ・健康福祉ニーズ調査から口腔内の悪化が懸念される被災者がいるとの連絡あり、県歯科専門職による避難所への個別訪問を実施。口腔ケア及び歯科医院への受診を勧奨。(7/27(金))	《本庁》 ・口腔機能の維持・向上による生活不活発発病を予防するための啓発用チラシを作成 ・長期的支援計画の具体的な検討 《保健所》 ・被災地からの要請に応じた、迅速かつ適切な支援活動の体制整備	避難所解散後の避難者の動向により、先を見据えた対応策を計画できる能力(仮設入居後の入居者、要支援者へのフォロー体制等)			避難所においては、高齢者のみならず、子ども(生活の乱れ、だらだら食い等により口腔内が不良になりやすい)の口腔内や食行動等の生活面も目を配る必要がある。 ・他分野との連携した事業の実施を試みたが、被災者や避難所の状況、団体等との調整困難により実施できなかった。

(平成20年度歯科医師・歯科衛生士班図表まとめ)

月日	事実経過	住民の反応	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	法的根拠等	歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	反省・意見
8月中旬から順次 8/31(木)	・仮設住宅入居開始 ・避難所解散		《本庁》 ・仮設住宅入居後の被災者支援(健康サポート事業)の実施(国補助金10/10) ①仮設住宅の集会場等で歯科医師等による口腔ケア指導 ②歯科衛生士による在宅訪問(福祉避難所の被災者を中心) 《保健所》 協議会の開催 被災者支援の今後と課題 健康サポート事業について ※平成20年4月1日からは、中越沖地震復興基金により実施	《本庁》 ・健康サポート事業の実施内容の検討及び予算調整 《保健所》 ・本庁との連携・調整 ・健康サポート事業の実施 ・市町村との連携・調整 ・在宅歯科衛生士との連携	・関係機関との連携調整能力 ・現地での状況を適時把握した上での先をよんだ保健所支援			歯科専門職が配属されていない保健所・市町村は、担当保健師等と充分連携を図りながら実施することが必要。
平事対応			●県歯科医師会等関係団体との連携 行政には、歯科専門職が県、市町村を含め配置が少ない。行政歯科専門職が被災者に対して直接サービスを行うことには限界があるため、調整機能としての役割が大きく、関係団体と連携し実施していくことが必要かつ重要である。 ●他課との連携・情報の共有化 ●保健師、栄養士等他職種との連携強化					

(フェイズ3)事後対応

フェイズ	内容
フェイズ0	初動体制の確立 (概ね災害発生後24時間以内) 緊急対策 - 生命・安全の確保
フェイズ1	概ね災害発生後72時間以内) 応急対策 - 生活の安定
フェイズ2	避難所対策を中心とし概ね仮設住宅入居までの期間 概ね4日目から1ヶ月まで)
フェイズ3	復旧・復興対策 - 人生の再建・地域の再建 (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり)が中心 概ね1ヶ月以降)

※フェイズ:災害救護で使われる経過を表すもの

福祉避難所とは

〈対象者〉  
高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮を必要とするもの。  
なお、特別養護老人ホーム等の入所対象者は、緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはしていない。

〈設置の方法〉  
老人福祉センター、地域交流スペースを有する施設、養護学校等。これらの施設が不足する場合は、公的宿泊施設、ホテル、旅館等を使用しても差し支えない。

「災害救助の運用と業務」から

## 図1. 歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士)の立場から みた他の公衆衛生行政職員との連携のあり方

### 1. 基本的姿勢

- ・ 保健師との協働を軸に他職種と連携する

### 2. 特定職種との連携が必要な業務・場面

- ① 医療機関の被害状況の把握→救護所(歯科治療:応急処置)設置の判断→調整【保健師】
- ② 要支援者に対するサービス(口腔ケア)【保健師、管理栄養士】  
※ 水や温熱環境の管理の影響を強く受ける
- ③ 栄養指導班との協働【管理栄養士】

### ・ 特記事項(行政の歯科医師・歯科衛生士に関して)

- 行政には歯科医師・歯科衛生士が少ない場合が多い
- いない場合でも職能団体(歯科医師会、歯科衛生士会)との連携が重要
- 同じ歯科専門職でも、歯科医師と歯科衛生士では業務内容が異なる場合が多い

# 資料1

## 事例1 (阪神・淡路大震災における歯科医療・歯科保健活動) に関する分析結果

■ 発生状況  
 発生日時:平成7年1月17日(火) 午前5時46分  
 震源地:淡路島北部  
 マグニチュード7.3 震度7強  
 ■ 被害状況  
 死者:6,434人 負傷者:43,792人 被害住宅:639,686棟 最大時避難者数:236,636人  
 電氣(最大停電):260万戸 都市ガス(最大停止):86万戸 水道(最大断水)130万戸

### 基本的な考え方

行政に歯科専門職がいるにかかわらず、歯科医療・保健活動はするべきである。  
 歯科専門職がない場合、保健師等が全身の健康評価の中に、口腔に関する評価もあわせて行うべき。  
 評価の結果、必要な場合、歯科医療につなげたり、口腔ケアなどの歯科保健活動を行うべきである。  
 歯科医療・歯科保健活動に従事するスタッフについては、地元歯科医師会と相談の上、地元または近隣の歯科医師会に依頼をする。大学や歯科衛生士会なども連携をする必要がある。平時より、協定などを取り決めることが重要である。  
 口腔衛生物品などの調達についても、事前にメーカーなどと協定があれば望ましい。

月日	事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	避難所	食生活	医療・巡回相談他
フェイズ0 1/17(火)	電氣 市内全域停止 電話 約25%停止 水道 市内ほぼ全域停止 ガス 約80%停止 避難所数 497か所 避難人数 202,043人	歯科医師会へ歯科医院の被害状況を確認 診療可能な病院、歯科医院情報の把握及び情報提供 歯科保健相談実施 通信手段の確保 歯科医薬品、口腔衛生物品の要請	歯科医師・歯科衛生士としての対応 ・市町村職員としての対応 ・被災状況の情報収集 ・対策本部への歯科専門職の配置	・他職種と協働して必要な避難所を確保するとともに、生活できる環境を整えるべき	・他職種と協働して飲料水・食料の供給体制を確保	・遺体・遺族への対応 ・医療機関の状況を、他職種と協働して医科・歯科ともに把握するべき ・医科・歯科救護所を他職種と協働して設置し、必要な専門職を配置するべき
フェイズ1 1/18(水) 1/19(木)			・歯科医師会からの情報収集 ・病院、歯科医療機関の被災、活動状況の把握 ・避難所、救護所の情報把握 ・医療、歯科関係情報の一元化 ・歯科医薬品、口腔衛生物品の配布手段、配布ルート確保	・必要物資(口腔衛生物品含む)が不足の場合、他職種と協働して調達し、避難所に配布 ・集団感染予防対策を他職種と協働して実施 ・断水の場合の口腔ケア等について啓発	・他職種と協働して咀嚼可能な食料・飲料水の供給体制を確保	・遺体・遺族への対応 ・住民の健康状態を他職種と協働して把握 ・医科・歯科救護所を他職種と協働して設置し、必要な専門職を配置

月日	事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	避難所	食生活	医療・巡回相談他
1/22	歯科救護所開設(兵庫県口腔保健センター)	歯科医師会、避難所等の情報収集及び連絡調整	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	避難所、在宅者の情報収集	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
1/23	神戸市立中央市民病院東遷診療所において、歯科診療開始	地域住民への歯科医療情報の提供	要歯科医療者、必要歯科医療の把握	把握した医療機関情報を、適宜、住民へ他職種と協働して情報提供するべき。	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
1/26	各区歯科救護所開設(11箇所) (1/26~3/31)	要歯科医療者の把握	地域住民の健康状況の把握	住民の健康状態を他職種と協働して把握	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
2/4	巡回歯科診療の実施	訪問歯科相談	診療可能な歯科医療機関の把握	口腔衛生物品などの必要物資を、他職種と協働して避難所に配布するべき	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
2/4	歯科保健相談窓口の設置	歯科医薬品、口腔衛生物品の集約・配布	歯科医療情報の提供	口腔ケアについての啓発を他職種と協働して実施	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
2/4	避難所への保健所だより・健康教育ポスター配布	被災者歯科保健調査	巡回歯科診療の実施	他職種と協働して集団感染症予防対策を実施	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
1/20 (金)	2月1日から(5社)、牛乳(3社)のメーカー直送体制を確立 電話:1月23日応急復旧完了(復旧に要した期間7日間) 電話:1月31日応急復旧完了(7日間)	被災者歯科保健調査	巡回歯科診療の実施	他職種と協働して集団感染症予防対策を実施	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
1/20 (金)	完了(7日間)	被災者歯科保健調査	巡回歯科診療の実施	他職種と協働して集団感染症予防対策を実施	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
2/4 (土)	(H7.1.24) 避難所数 589か所 避難人数 236,899人 (最大人数)	被災者歯科保健調査	巡回歯科診療の実施	他職種と協働して集団感染症予防対策を実施	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他
2/4 (土)	(H7.1.26) 避難所数 599か所 避難人数 236,636人 (最大か所数)	被災者歯科保健調査	巡回歯科診療の実施	他職種と協働して集団感染症予防対策を実施	他職種と協働して栄養を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保するべき	医療・巡回相談他

月日	事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	避難所	食生活	医療・巡回相談他
2月中旬～	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所歯科健康教育・訪問指導</li> <li>巡回歯科相談の実施</li> <li>在宅療たきり者歯科診療事業の実施(避難所・地域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な保健所だよりの配布</li> <li>少量の水での歯みがき方法の紹介</li> <li>歯科保健意識の呼び起こしを目的とした、ポスターの掲示</li> <li>近隣歯科医療機関の情報提供</li> <li>避難所での歯科相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所、仮設住宅、地域住民の健康状況の把握</li> <li>歯科健康情報の提供、歯科保健意識の啓発活動</li> <li>近隣歯科医療機関の情報提供</li> <li>歯科健康診査、歯科健康教育等の調整、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の健康状態を他職種と協働して把握</li> <li>口腔衛生物品などの必要物資が不足の場合、他職種と協働して調達し、避難所に配布</li> <li>口腔ケアについての啓発を他職種と協働して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他職種と協働して栄養等を考慮した食料、飲料水の供給体制を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の状況を、他職種と協働して医科・歯科救護所を他職種と協働して設置し、必要な専門職を配置</li> <li>必要に応じて、医科・歯科救護所を他職種と協働して設置し、必要な専門職を配置</li> <li>救護所の必要性については、管内の医療機関の状況を勘案し、判断(地元の医療機関が治療可能ななかった場合、速やかに終息するべき。)</li> <li>他職種と協働し、巡回健康相談・歯科相談を実施</li> </ul>
2月中旬～	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅対策</li> <li>①歯科健康診査</li> <li>②歯科健康教育</li> <li>③訪問歯科相談</li> <li>乳幼児健康相談実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅対策</li> <li>①歯科健康診査</li> <li>②歯科健康教育</li> <li>③訪問歯科相談</li> <li>乳幼児健康相談実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所での歯科相談の実施</li> <li>子ども向けに人形劇等媒体を使用した、予防活動</li> <li>仮設住宅対象の歯科健康診、健康教育、健康相談の実施</li> <li>近隣歯科医療機関名簿所在地の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣歯科医療機関の情報提供</li> <li>歯科健康診査、歯科健康教育等の調整、情報提供</li> </ul>		
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月10日以降は1日2食から3食、副食・サラダ等を充実。</li> <li>(H7.3.31.)</li> <li>避難所数 416か所</li> <li>避難人数 51,261人</li> </ul>					

水道・4月17日応急復旧完了(復旧に要した期間 91日間)  
 ガス:4月11日 ( " " 85日間)  
 JR山陽新幹線 平成7年4月8日 全線復旧  
 JR東海道・山陽本線 4月1日 全線復旧  
 平成7年4月 乳幼児健診再開

神戸市の歯科保健体制

\*平成7年震災当時は、本庁組織および9保健所、1支所体制  
 歯科衛生士は1保健所に1人配置(9名)、歯科医師はいない

\*平成21年8月末現在、市内1保健所、各区に9保健福祉部(保健センター)  
 体制  
 歯科衛生士5名、歯科医師1名は、いずれも本庁健康部(神戸市保健所)に

資料2

事例分析 (新潟県中越沖地震における歯科医療・保健支援活動)

事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	避難所(場)	食生活(行動)	母子・高齢者・障害者(ライフステージ)	医療・巡回相談(サービス)
<p>新潟県災害対策本部設置(以下、県対策本部) 新潟県歯科医師会災害対策本部設置(以下、県歯会本部)</p>	<p>《本庁》 ・県対策本部からの情報収集 ・県歯会対策本部の設置について、県医療担当課へ連絡。 《保健所》</p>	<p>《本庁》 ・被災状況の情報収集 ・保健所や県歯会対策本部との連絡調整 《保健所》 ・被災地の情報収集</p>	<p>・状況判断に必要な情報収集</p>	<p>《保健所》 ・保健師、管理栄養士及び事務職等多職種と連携し、避難所受付、物資の配給等に従事し、住民の状況把握を協働で行うべき</p>			
<p>災害救助法に基づく福祉避難所の設置</p>	<p>《本庁》 ・県歯会対策本部へ歯科医院開設状況の確認及びニーズに関する情報提供 ・被災市町村の歯科ニーズを保健所を通じて収集 《保健所》 ・地元歯科医師会へ歯科医院の被害状況を確認 ・市町村へ避難所等での歯科治療・ケアのニーズについて確認</p>	<p>《本庁》 ・保健所や県歯会対策本部との連絡調整 ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズに関する情報収集 《保健所》 ・地元歯科医師会及び市町村からの情報収集 ・被災市町村への派遣(歯科治療・ケアの必要性の確認)</p>	<p>・平常時からの連絡のやり取りの中で、他課や関係団体等をつなぐ窓口となり、迅速な連絡調整ができる能力 ・市町村への当面の対応を支援できる能力</p>	<p>《保健所》 生活支援物資の確保等、保健師、管理栄養士及び事務職等多職種と連携できる。 《本庁》 保健所からの連絡を受け、生活支援物資の調達、搬送を連携すべき</p>			<p>《保健所》 保健師と連携し、管内全域の被害概況及び医療機関等の被害状況を把握し、医科・歯科含めた救命・救護診療体制の整備を行うべき 被災者の状況把握と対応について、保健師と連携すべき</p>

フェイス0 (7月16日)

フェイス1 (7月17日～7月18日)

(平成21年度歯科医師・歯科衛生士班図表まとめ)

専実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	避難所(場)	食生活(行動)	母子・高齢者・障害者(ライフステージ)	医療・巡回相談(サービス)
<p>・第1回新潟県歯科医師会对策本部会議の開催                      ・県歯科医師会との協定に基づく災害時歯科医療救護班(以下、救護班)の派遣を要請(医療担当課)</p>	<p>《本庁》                      ・県歯会对策本部との連絡調整                      ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集                      ・県医療機関の診療状況、救護所の設置準備状況等)                      ・高齢福祉担当課から介護保険施設に関する情報収集                      ・第1回新潟県歯科医師会对策本部会議に出席</p>	<p>《本庁》                      ・県歯会对策本部との連絡調整                      ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集                      ・歯科保健・医療・福祉の総合的な調整(窓口機能・情報収集・課題整理)</p>	<p>・被災地の歯科的問題を把握し、課題に応じた解決策を検討し、迅速に対応する能力                      ・市町村への当面の対応を支援できる能力                      ・介護・福祉分野等の知識を有し、各種制度内容を踏まえて、適切な対応ができる能力</p>		<p>《保健所》                      ・避難所を巡回し、把食支援の状況を把握すること、栄養士と協働できる。</p>		<p>《本庁》                      医療と連携し救護所の設置の必要性を判断し、医師会及び歯科医師会への協力要請を行うべき</p>
<p>フェイス1 (7月17日、7月18日)</p>	<p>《保健所》                      ・避難所を巡回し、歯科治療・ケアのニーズを情報収集                      ・県医療機関の診療状況、救護所の設置準備状況等)                      ・高齢福祉担当課から介護保険施設に関する情報収集                      ・第1回新潟県歯科医師会对策本部会議に出席</p>	<p>《本庁》                      ・県歯会对策本部との連絡調整                      ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集                      ・歯科保健・医療・福祉の総合的な調整(窓口機能・情報収集・課題整理)</p>	<p>・被災地の歯科的問題を把握し、課題に応じた解決策を検討し、迅速に対応する能力                      ・市町村への当面の対応を支援できる能力                      ・介護・福祉分野等の知識を有し、各種制度内容を踏まえて、適切な対応ができる能力</p>		<p>《保健所》                      ・避難所を巡回し、把食支援の状況を把握すること、栄養士と協働できる。</p>		<p>《本庁》                      医療と連携し救護所の設置の必要性を判断し、医師会及び歯科医師会への協力要請を行うべき</p>

事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	避難所(場)	食生活(行動)	母子・高齢者・障害者(ライフステージ)	医療・巡回相談(サービス)
<p>・救護所を設置(7/19(木)～7/23(月))</p> <p>・避難所等における巡回指導の実施(7/19(木)～8/16(木))</p> <p>・市町村へ支援活動を行っていた県保健師から福祉避難所の要支援者に対する口腔ケアについて相談あり(7/21(土)から着手・定期的巡回)</p> <p>・現地保健福祉本部の設置(7/21(土))</p>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯会対策本部に対し、避難所(一般・福祉)への被災者に対する口腔ケア巡回歯科指導(以下、巡回指導)の実施を依頼</li> <li>・救護所の設置、巡回指導の実施について、ホームページ等で広報を行った。</li> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所を通じて、歯科治療・支援活動実績の確認</li> <li>・県災害対策本部へ支援状況の報告</li> </ul> <p>・福祉避難所における巡回指導について、具体的な調整(窓口、日程等)</p> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との連絡調整</li> </ul>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> <li>・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集</li> <li>・県災害対策本部への報告</li> <li>・県歯会対策本部との連絡調整</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所内部での保健関係担当者との連携・調整</li> <li>・福祉避難所における巡回指導について、具体的な調整(窓口、日程等)</li> <li>・市町村から避難所の情報収集</li> </ul>	<p>関係団体及び他職種と連携した迅速な対応</p>		<p>《保健所》</p> <p>栄養指導班による個別栄養相談実施のための調整に参画し、歯科保健支援とあわせた効果的な実施を管理栄養士と連携して行うことができる。</p> <p>《本庁》</p> <p>担当職種の派遣調整を協働で行うべき</p>	<p>《保健所》</p> <p>保健師及び管理栄養士等多職種と連携し、要援護者に対する総合的なサービスの提供ができる。</p> <p>《本庁》</p> <p>要援護者に対するサービス内容及び口腔ケア巡回指導班の派遣調整を行うべき</p>	

フェイス2 (7月19日～8月16日)

専実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	避難所(場)	食生活(行動)	母子・高齢者・障害者(ライフステージ)	医療・巡回相談(サービス)
<p>被災地の歯科診療所の診療再開状況(半数以上の歯科医院が診療を再開)を踏まえ、災害時歯科医療救護所を閉鎖(7/23(月))                      ・第2回新潟県歯科医師会対策本部会議の開催(7/23(月))</p>	<p>《本庁》                      ・県歯会対策本部との連絡調整                      ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集                      ・救護所の閉鎖について、ホームページ等で広報を行った。                      ・全歯科診療所が再開するまで、歯科診療所の再開状況をポスターで掲示。(7/24(火)～7/29(日)までの状況を3回更新)                      ・保健師等による健康福祉ニーズ調査結果を踏まえ、県歯科専門職による個別在宅訪問体制の整備を行う。                      ・「歯と口の健康」についてのチラシ3,000枚を避難所に配布(7/25(水))</p>	<p>《本庁》                      ・県歯会対策本部との連絡調整                      ・保健所を通じて、歯科治療・ケアのニーズを情報収集                      ・歯科診療所の再開状況周知                      ・健康福祉ニーズ調査班との情報交換                      ・避難所における口腔ケアの啓発普及のための資料作成</p>	<p>・緊急対策から応急対策への移行時期であり、ケア体制の充実等その状況に応じた関係機関との連携体制構築等効率的な対応ができる能力</p>				<p>《保健所》                      ニーズ把握のため在宅訪問を保健師と同行できる</p>

フェイズ2 (7月19日～8月16日)

(平成21年度歯科医師・歯科衛生士班図表まとめ)

事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	避難所(場)	食生活(行動)	母子・高齢者・障害者(ライフステージ)	医療・巡回相談(サービース)
<p>・避難所における口腔ケア巡回歯科指導の終了(8/16(木))</p> <p>フェイス2 (7月19日) 8月16日)</p>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能の維持を通して生活不活発病を予防するため、「お口の体操」チラシを避難所に配布(8/3(金))</li> <li>・避難所(福祉・一般)の避難者に対して、継続して口腔ケアを実施するとともに、口腔ケアグッズの提供を行った。</li> <li>・健康サポート事業(被災者支援事業)の内容検討</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉ニーズ調査から口腔内の悪化が懸念される被災者がいるとの連絡あり、県歯科専門職による避難所への個別訪問を実施。口腔ケア及び歯科医院への受診を勧奨。(7/27(金))</li> </ul>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能の維持・向上による生活不活発病を予防するための啓発用チラシを作成</li> <li>・長期的支援計画の具体的な検討</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地からの要請に応じた、迅速かつ適切な支援活動の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所解散後の避難者の動向により、先を見据えた対応策を計画できる能力(仮設入居後の入居者、要支援者へのフォロー体制等)</li> </ul>				
<p>・仮設住宅入居開始</p> <p>・避難所解散</p> <p>(フェイス3)事後対応</p>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅入居後の被災者支援(健康サポート事業)の実施(国補助金10/10)</li> <li>①仮設住宅の集会場等で歯科医師等による口腔ケア指導</li> <li>②歯科衛生士による在宅訪問(福祉避難所の被災者を中心)</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の開催</li> <li>・被災者支援の今後と課題</li> <li>・健康サポート事業について</li> </ul> <p>※平成20年4月1日から は、中越沖地震復興 基金により実施</p>	<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康サポート事業の実施内容の検討及び予算調整</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁との連携・調整</li> <li>・健康サポート事業の実施</li> <li>・市町村との連携・調整</li> <li>・在宅歯科衛生士との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携調整能力</li> <li>・現地での状況を適時把握した上での先をよんだ保健所支援</li> </ul>		<p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的支援事業を保健師及び管理栄養士と連携し、計画できる。</li> </ul> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的支援事業を保健師及び管理栄養士と実施できる。</li> </ul>		

事実経過	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士の役割・業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	避難所(場)	食生活(行動)	母子・高齢者・障害者(ライフステージ)	医療・巡回相談(サービスマン)
<p>※フェイズ:災害救護で使われる経過を表すもの</p> <p>フェイズ0 : 初動体制の確立 (概ね災害発生後24時間以内) 緊急対策 - 生命・安全の確保</p> <p>フェイズ1 : (概ね災害発生後72時間以内) 応急対策 - 生活の安定 (避難所対策を中心とし概ね仮設住宅入居までの期間)</p> <p>フェイズ2 : 概ね4日目から1ヶ月まで) 復旧・復興対策 - 人生の再建・地域の再建</p> <p>フェイズ3 : (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり)</p>							
<p>福祉避難所とは</p> <p>&lt;対象者&gt; 高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮を必要とするもの。 なお、特別養護老人ホーム等の入所対象者は、緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはしていない。</p> <p>&lt;設置の方法&gt; 老人福祉センター、地域交流スペースを有する施設、養護学校等。これらの施設が不足する場合は、公的宿泊施設、ホテル、旅館等を使用しても差し支えない。</p> <p>「災害救助の運用と実務」から</p>							

表1. 「災害」 阪神淡路大震災

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN 判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
1995.1.17 (当日) AM5:46 M7.2 地震発生 市災害対策本部設置、全市防災指令第3号発令 (全職員配備)	被災直後から全てのライフラインが停止、管内全域に広域的な家屋被害発生。死者・重傷者多数あり、救急要請が殺到する。管内医療機関も被災し対応が間に合わない。 管内避難所には住民が殺到し、けが人、死者も混在し続々と搬送される。避難所に収容困難な遺体が保健所に安置される。 急を要する、各種問い合わせが殺到する。	施設被害、安全点検、所内通路、職務場所の確保 ・電話による職員安否確認 ・管内全域状況把握 (被害概況、医療機関、避難所など) ・区民から殺到する問い合わせへの対応 ・区内の病院、診療機能が不全のため避難所救護所設置の必要性を判断し、区医師会、医療機関へ協力要請 ・対策本部より遺体対応要請	電話や問い合わせ、急を要する対応におおわれ、活動方針など上司からの指示の必要性 ・被害状況および住民の健康状態把握、支援を要する被災者の迅速な把握の必要性 ・重症患者などへの対応のための医療体制早期確立の必要性	施設、職員安全確認 ・被害状況把握 ・救急医薬品確保 ・救援物資搬送、調整 ・保健所の医薬品を避難所へ運搬 ・住民からの問い合わせへの対応 ・避難所の救護所配置および救護活動支援 (13 か所設置) ・重症患者搬送先病院への連絡 ・遺体 (所内 45 遺体、近隣避難所遺体多数) への処置、遺体対応	情報収集、状況把握、判断能力 ・連絡、報告 ・活動方針共有 ・健康ニーズ把握 ・急を要する住民の問い合わせや要援護者などへの個別対応 ・救命・救護診療体制整備 ・診療補助、調整 ・医療機関や関係機関連携・調整 ・遺体処置 ・遺族対応 (心理状態への配慮)	被災当日出勤保健所職員 9 名 (62 名 (出勤率 14.5%) うち保健師は 2 名のみ。 最初に出勤可能であった保健師は、20 歳代の若いスタッフであったため、非常事態に対し、上司からの指示の必要性を強く感じながら住民からの、急を要する対応に追われた。 ・24 時間勤務体制 ・避難所救護所 (13 か所) における受診者約 600 人/箇所 (概算)

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN判断	PHN役割・業務	PHN要した能力	その他
<p>1.18~1.23 (2~7日目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内避難所：120か所</li> <li>避難者数：約60,700人</li> <li>ライフライン：7日目(1/23)電気ののみ復旧</li> <li>区内医療機関・診療所再開数(43/183か所)</li> <li>看護職、医師などボランティア増加</li> <li>1/23~高齢者緊急シヨートステイ開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療生活全般の物資要求、保健福祉など個別ニーズ増加(各種要求の多様化(車いす、ポータブルトイレ、尿器、人口肛門ラパック、哺乳瓶、沐浴希望等))</li> <li>慢性疾患患者などの受診や服薬不安の相談が増える</li> <li>感染症、下痢兆候</li> <li>緊急医療搬送を要する重症患者(数名/日)</li> <li>救護所へ自ら訪れることすら困難な重症避難者も依然、多数存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民からの相談、安否確認、遺体安置場所確認など各種問い合わせへの対応に追われる</li> <li>救護所および巡回医療体制整備と強化</li> <li>搬送先病院の連絡・手配</li> <li>集団感染症対策の強化のため避難所衛生実態調査実施(1/22)</li> <li>医療班の増加に伴い救護所連絡会を開催(1/21第1回救護所連絡会開催)以後2月末まで3~4日ごと定期的に開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在化する要援護者の状況把握の必要性</li> <li>個別継続支援ケースの状況把握の必要性</li> <li>集団感染症対策、避難所環境整備など住民健康管理強化の必要性</li> <li>関係機関、職種連携の必要性</li> <li>救護所体制強化</li> <li>日々、状況の變化がめまぐるしく、健康状態把握とニーズの多様化に伴う、今後の活動方針の理解や共有の必要性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所医療班設置介助、本部連携、救護班配置図作成</li> <li>重症患者搬送調整、在宅要援護者入院・入所等手配</li> <li>生活支援(医薬品、生活用品、食料など確保含む)</li> <li>避難所巡回健康相談(うがい、手洗いポスター製作・指導、うがい薬、マスクの搬入・配布など)</li> <li>福祉サービスなど情報提供</li> <li>物資支給、貸与(ベットの、ポータブルトイレ、車いすなど)</li> <li>遺体・遺族対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護班、保健所本部との調整</li> <li>被災者の状況把握と対応</li> <li>避難環境整備</li> <li>緊急対応、ハイリスク者早期発見、早期対応</li> <li>活動優先順位判断</li> <li>医療機関や関係機関連携、調整</li> <li>感染症予防対策</li> <li>情報・活動方針共有</li> <li>活動記録、モニタリング</li> <li>応援保健など師との役割分担・調整</li> </ul>	<p>被災地保健師が派遣される医療班に付き添い、大規模避難所へ同行し、診療体制整備にあたる。しかし、昼夜を問わず、要治療者、要援護者、急を要する対応が依然多く、不眠不休による支援が継続する。市内で被災被害の少なかつた地域の保健所より応援保健師の派遣が得られるが、絶対的人員不足状態が続く。</p>

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN判断	PHN役割・業務	PHN要した能力	その他
<p>1.24～1.31 (8～15日目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス水道未復旧</li> <li>・避難所：120か所→110か所</li> <li>・避難者数 60,000 →40,800人</li> <li>・15日目 (1/31) 救護所固定設置 33か所、巡回医療班 2チーム</li> <li>・区内診療所再開数 (105/183か所中) ・1/27 施設入所希望調査, 仮設住宅申込み開始 1/30 アレルギーミルク食品配布開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所内において、感冒様症患者や不眠などの精神的不安を訴える避難者が増加する</li> <li>・在宅者からの医療・保健・福祉サービスに関する問い合わせが増加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生課による避難所、仮設トイレ消毒の本格化</li> <li>被災地広域における住民の健康状況把握の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難環境継続管理巡回健康相談強化必要性が大さい</li> <li>・在宅要援護者状況把握の必要性</li> <li>・全戸ローラー作戦 (ポランティアによる悉皆調査) 実施のための企画・体制整備の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手指消毒薬の配布と衛生環境面への指導強化</li> <li>個別支援必要者の把握</li> <li>・こころのケアリーフレット配布</li> <li>・在宅ねたきり老人状況把握 (164人) TB登録患者状況把握 (治療167人、その他 (282人) 母子教室参加者 17人、機能訓練教室参加者 22人、公害認定者 6人区内全域訪問調査 (訪問に必要な情報や資源整理、訪問結果集計、事後対応など)</li> <li>・全戸調査運営、事後フォロー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の健康状態把握</li> <li>・健康相談、情報提供</li> <li>・避難生活支援</li> <li>・連絡・報告</li> <li>・会議情報提示</li> <li>・活動方針共有</li> <li>・感染症発生予防対応</li> <li>・関係機関連携、調整</li> <li>・在宅継続要援護者把握、継続支援</li> <li>・調査のための企画・実施・事後対応 (ポランティアなど支援者へのリーダーシップ、調査後の新規要援護者フォロー)</li> <li>・調査結果集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災当日～1/26 出勤職員無休による、24時間継続対応が続く。</li> <li>PHN絶対数不足状態、変わらず</li> <li>・全戸ローラー作戦悉皆調査：8日間/延 279人 (事務含む) 2人訪問。</li> <li>面接世帯数 19,601、要援護者 123人</li> </ul>

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
<p>2.1～3.31 (16～74日目)</p> <p>・水道7割、ガス2割復旧・避難所:110→95か所、避難者数34,000人→8,377人</p> <p>2/28救護所28か所、巡回1班区内診療所再開</p> <p>(2/10:137/183か所 約80%)救護所体制変更(3/1～3/31)28か所→12か所、応急救護班→地元医師会ロ一テーション時間診療対応インフルエンザ予防接種(2月中旬)、BCG(3月上旬市内全再開)</p>	<p>区内建設仮設数; 住宅一般(3,378戸)地域型仮設住宅(505戸)</p> <p>・仮設住宅当選に伴い、避難所住民の移動が2月中旬以降徐々に増加し避難者数半減</p> <p>・仮設住宅の当落による避難者の状況格差が生じる</p> <p>・長期化する避難生活によりアルコール問題の顕在化胃痛、感冒、子ども心理的不安、皮膚疾患、ぜんそくなどの主訴多い</p> <p>・住民、ボランティア等からの個別支援相談の増加</p>	<p>避難所救急対応の減少、地元診療所の再開率上昇から、医療からケアへ、救護班から地域医療へシフト計画</p> <p>2/24「保健福祉関係連絡会」開催。医療班3月撤退へ向け段階移行方法について検討</p> <p>インフルエンザ予防接種実施人員確保、計画調整</p>	<p>避難所初期体制確立、避難者数の減少などから、支援重点は要援護者継続支援、在宅へとシフトが必要</p> <p>避難所健康診査および相談運営体制の必要性</p> <p>3月医療班閉鎖に伴う、避難所巡回指導強化の必要性</p> <p>県外派遣保健師開始など従事職員間での状況共有の必要性</p> <p>支援者数の確保に伴う、中長期的な被災地支援方法検討の必要性</p>	<p>・医療班収束化のため避難所への対応強化として毎日保健師が巡回訪問強化、状況報告</p> <p>・情報やサービスの提供</p> <p>・住民の変化するニーズに対応できる支援体制の検討</p> <p>・支援者との効果的な協働体制確立</p> <p>・保健師早朝連絡会の毎日開催(3/3～6/30)</p> <p>・チーム対応遂行が必要な役割の抽出と役割分担</p>	<p>・避難所住民の避難状況および健康状態把握</p> <p>・健康相談</p> <p>・感染症を含む二次的健康障害発生予防対応</p> <p>・外部支援者へのイニシアティブ</p> <p>・関係者との情報交換、目的、方法などの共有、(資料・情報収集・分析、提供)</p> <p>・会議運営</p> <p>・活動のモニタリング、評価</p> <p>・中長期的な保健活動の検討</p>	<p>被災地保健師および派遣保健師数計約20名/日。区内避難所110か所。保健師1人あたり避難所担当か所数約5.5か所</p> <p>県外派遣保健師(2/1～6/30)延べ1,163人)</p>

(平成20年度保健師班図表まとめ)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN 判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
<p>4.1～6.30 (75～165日目) 4/1 全市防災指 令第3号解除水防 関係部局第1号、 その他部局連絡員 待機へ切り替え 職員勤務：原則週 休2日、ただし土 日祝日は交代ライ フライン復旧：ガ ス4/11、水道4 /17、鉄道全線開 通：6月 ・避難所数：95→ 72か所 ・避難者数 11,000 →2,512人 6月：平常業務一 部再開 ・PHN派遣終了</p>	<p>・避難所内、日中 滞在者人数は減少 するが、個別継続 ケアを必要とする ケースは依然多く 存在する ・避難者数の減少 に伴い避難所の1 住民あたりの避難 スペースは拡大化 ・テント生活者暑 さ、雨もりなどの 苦情が増加 ・区外から入居し た設住宅住民の精 神的不安の訴え ・仮設住宅住民の 孤独死報道に対す る反応が敏感 ・地域型仮設住宅 LSA 対応苦慮困 難ケース増加</p>	<p>・救護所閉鎖に伴 う調整の必要性 ・避難環境問題へ の対応調整の必要 性(仮設トイレ悪 臭、ハエ・蚊など) ・仮設住宅健康対 策、医師会協力の もと健康診査、総 合健康相談の実施 2760戸に対し総 合相談403件、健 診521人実施</p>	<p>・継続要援護者の 把握 ・避難環境問題へ の対応調整の必要 性 ・仮設住宅入居に 伴う、個別ニーズ 把握、集団健康診 査・相談の必要性 ・平常業務再開企 画 ・派遣保健師終了 に伴う、今後の活 動体制の検討</p>	<p>・避難所巡回訪問 指導継続(避難所 巡回マニュアル作 成。規模や要援護 者数などに応じ訪 問頻度など検討・ 実施) ・救護所閉鎖に伴 う医薬品、物品整 理・地域医療・保 健情報の提供 ・避難所環境チェ ックリスト作成、 定期訪問、環境指 導連絡、対応調整 ・仮設住宅入居者 の健康ニーズ把握 仮設住宅調査訪問 (79.9%) 新規要 援護者 270人 ・地域資源(人材 等)との連携調整</p>	<p>・巡回地区活動 ・訪問指導 ・医療体制変更に 伴う保健活動調整 ・関係機関連携 ・感染症を含む二 次的健康障害発生 予防対策 ・調査の企画、運 営、実施、評価 ・平常業務移行へ の調整 ・派遣活動の集約、 引き継ぎ ・長期的支援のた めの地域人材など (LSA、こころの ケアスタッフな ど)との連携強化</p>	<p>8/20 災害救助法 避難所解消待機所 の開設(8/31;待 機所数5か所 待 機者184人)</p>

表2. 「生活環境安全」原子力災害 (臨界事故)

事実経過	住民の反応	保健所判断・対応	PHN判断	PHN 役割・業務	PHN 要した能力	その他
1999.9.30 AM10:35 事故発生当日	12:30の第一回村民広報により約6割の住民が放射線漏れ事故を認識。正しい情報や指示の不足などから不安が強く保健所へ問い合わせの電話が殺到する。	12:50:NHKニュース事故把握 13:00:「第一回所内対策会議」情報収集、今後の方針検討 14:30:「第二回所内対策会議」村民対本部より保健所職員派遣要請あり、推進室長と保健師派遣決定。通常業務中止、緊急業務移行決断	・避難状態把握、状況推移から、避難所住民の不安、精神的ダメージ、人権に配慮した対応の必要性が高いと判断する。 ・住民の不安などへ対する正確な情報を得られず、対策本部など情報伝達などの必要性 ・身体表面汚染検査開始に伴う住民の混乱に対する調整の必要性	・現地初動調査による情報収集状況把握 ・緊急業務移行へ向けた活動体制整備 ・避難所の環境把握および整備 ・避難者の健康状態把握(問診、血圧測定、健康相談) ・生活支援(食糧・水・おむつなどの配布や寝具の確保や配布など) ・住民の検査不安や混乱へ対する協力依頼・調整 ・村保健師や関係機関と連携	・情報収集 現地初動調査(地区踏査) ・状況把握、判断能力 ・緊急業務移行(活動体制整備) ・県と村保健師との協働体制整備 ・関係機関連携 ・外部専門機関などのマネジメント ・避難所環境整備 ・避難者健康状態把握、健康相談 ・避難生活支援、調整(衣食住) ・検査体制調整 ・連絡、報告、方針共有	・臨界事故および健康へ及ぼす影響の知識不足、既存マニュアルは相談や対応に参考にならなかった。 ・保健所保健師は村職員、住民と接点があるため初動調査員となったが不安を抱え現地へ向かった。 ・村の地域情報システムを機能させ、社協、民生委員、区長の協力で350m以内50世帯個別訪問を実施。寝たきり者、要援護者を施設などへ搬送した。
15:00:350m以内住民避難要請						
16:00:県原子力事故対策本部設置						
17:00:身体表面汚染検査開始(村周辺技術者により避難所にて)	・避難所の避難住民の不安と疲労が増す。夜間を過ぎてもマスコミの出入りも多数あり。 ・身体表面汚染検査が住民に説明なく開始されたことにより混乱状態となった。	21:00:「第三回所内対策会議」今後の対策検討 救護所の設置、職員派遣要請、勤務シフトなど				
20:00:健康相談窓口を設置						
22:30:県対策本部10Km圏域住民屋内退避要請						